DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

年末の法的義務チェックリスト
私募債の未償還残高がある企業向け

政令200/2026/ND-CP：2026年6月5日施行 ・ 通達138/2026/TT-BTC：2026年10月1日施行

www.dedica-law.com · david@dedica-law.com · 039 969 0012

DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

目次

主な内容

概要

- 2027年第1四半期末までの重要な期限 — 03ページ

第1部　社債の満期、買入償還および条件変更

- 社債の満期時または期限前償還時に必要な対応 — 04ページ
- 社債の期間延長、条件・条項変更時の適用規定 — 05ページ

第2部　定期開示

- 半期および年次の定期開示の期限と書類 — 06ページ

第3部　臨時開示および継続的義務

- 24時間以内の臨時開示義務が生じる9つの事由 — 07ページ
- 社債の未償還残高がなくなるまで継続する義務 — 08ページ

経過規定

- 2026年6月5日より前に発行された社債に関する経過規定 — 09ページ

罰則

- 社債発行企業に対する行政違反の罰則 — 10ページ

2027年第1四半期末までの重要な期限

会計年度が暦年と一致する企業向け

2026年11月・12月

社債の満期、期限前償還、期間延長：第1部の義務（04・05ページ）

2026年12月31日

2026会計年度末

2027年3月31日

2026年度の年次定期開示期限：会計年度末から90日以内（06ページ）

事由発生を起点とする期限

24時間

臨時事由の発生時から：社債を保有する投資家への情報開示

政令200/2026/ND-CP 第32.1条

5営業日

満期日前：変更があった場合に、ベトナム証券預託決済機構（VSDC）に登録した情報を修正する最終期限（あわせて変更日から10日以内の修正が必要）

通達138/2026/TT-BTC 第4.2条

10日

期限前償還・交換日前：社債権者への情報開示

政令200/2026/ND-CP 第33.2.a条

5営業日

社債の未償還残高がなくなった日から：義務を全て履行した旨の開示

政令200/2026/ND-CP 第31.3条

DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

第1部　社債の満期、買入償還および条件変更

社債の満期時または期限前償還時に必要な対応

番号	必要な対応	根拠
1	企業の適法な資金源から、社債の条件・条項に従い、社債の利息・元本を全額かつ期日どおりに支払う。	政令200/2026/ND-CP 第7.1.c、22.1条
2	ベトナムドンで全額・期日どおりに支払えない場合：社債権者の同意を得ること、民事法および関連法令を遵守すること、臨時開示を行うこと、支払日の5営業日前までにVSDCへ通知することを条件として、他の資産による支払いを交渉できる。	政令200/2026/ND-CP 第22.4、22.6条
3	期限前償還・社債の交換：発行計画を承認した権限者がその計画を承認する（投資家の要求による義務的買入れの場合を除く）。買入れ・交換日の10日前までに社債権者へ開示する（様式6.3、6.5）。	政令200/2026/ND-CP 第12.2、33.2.a条；通達138/2026/TT-BTC 第24.2条
4	期限前償還・交換の完了：発行計画の承認機関に報告し、完了日から10日以内にハノイ証券取引所（HNX）へ開示書類を提出する（様式6.4、6.6）。	政令200/2026/ND-CP 第33.2.b条；通達138/2026/TT-BTC 第24.2条
5	社債の未償還残高の消滅：未償還残高がなくなった日から5営業日以内に、利息・元本の全額支払いを含め義務を全て履行した旨を投資家およびHNXに開示する（様式4.7）。	政令200/2026/ND-CP 第31.3条；通達138/2026/TT-BTC 第23.4条

社債の期間延長、条件・条項変更時の適用規定

適用される規定は社債の発行時期によって異なります：

政令65/2022/ND-CP
施行前に発行
(i) 発行計画の承認権限者による承認；
(ii) 同種の流通社債総数の65%以上を保有する社債権者の同意；
(iii) 公表済み発行計画の期間に対し最長2年の延長；
(iv) 同意しない社債権者：企業は交渉しなければならず、交渉案にも同意しない場合は、公表済み発行計画に従い当該社債権者への義務を全て履行する。

政令200/2026/ND-CP 第50.5条

政令65/2022/ND-CP施行日から
政令200/2026/ND-CP
施行前までに発行
引き続き政令65/2022/ND-CPの規定に従って社債の条件・条項を変更する。

政令200/2026/ND-CP 第50.6条

政令200/2026/ND-CP
施行後に発行
(i) 発行計画の承認権限者による承認；
(ii) 同種の流通社債総数の65%以上を保有する社債権者の同意；
(iii) 同意しない社債権者の社債の期限前償還を完了していること。
発行目的を変更する場合にも適用される。

政令200/2026/ND-CP 第5.4条

3つのケース共通
社債の条件・条項を変更した場合は24時間以内に臨時開示を行う（政令200/2026/ND-CP第32.1.c条）。変更により登録社債数が減少する場合：条件・条項の情報変更の前または同時にVSDCで減少登録を行う（通達138/2026/TT-BTC第4.3条）。

DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

第2部　定期開示

半期および年次の定期開示の期限と書類

番号	必要な対応	根拠
6	社債を保有する投資家への定期開示およびHNXへの提出：半期は会計年度の上半期末から60日以内、年次は会計年度末から90日以内。社債の未償還残高がなくなるまで実施する（様式4.1〜4.4）。	政令200/2026/ND-CP 第31.1条；通達138/2026/TT-BTC 第23.1条
7	適格監査法人によるレビューを受けた半期財務諸表および監査を受けた年次財務諸表。親会社は連結財務諸表と親会社単体の財務諸表の両方を開示する（様式4.1）。	政令200/2026/ND-CP 第31.2.a条
8	社債の利息・元本の支払状況（様式4.2）。	政令200/2026/ND-CP 第31.2.b条
9	募集資金の使途に関する報告書（適格監査法人の監査が必要）。資金の払出し完了または未償還残高の消滅のいずれか早い時点まで作成する（様式4.3）。	政令200/2026/ND-CP 第31.2.c条
10	社債権者に対する約束事項の履行状況報告書（様式4.4）。	政令200/2026/ND-CP 第31.2.d条
11	グリーン社債（年次）：項目7、8、10の書類に加え、適格監査法人のレビュー意見付きの資金管理・使用報告書、資金払出しおよびプロジェクト進捗報告書、環境影響評価報告書を作成する（様式4.1、4.2、4.4、4.5）。	政令200/2026/ND-CP 第31.2.đ条；通達138/2026/TT-BTC 第23.2.đ条
12	変動金利社債または固定・変動金利併用社債：利払日の1営業日前までに当該利息計算期間の実際の金利を開示する（様式4.6）。	政令200/2026/ND-CP 第31.4条；通達138/2026/TT-BTC 第23.3条

適格監査法人：非公開会社の場合は、独立監査法に基づき公益性の高い事業体の財務諸表監査を承認された法人。公開会社の場合は、証券法に基づき承認された監査法人（政令200/2026/ND-CP第4.6条）。

DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

第3部　臨時開示および継続的義務

24時間以内の臨時開示義務が生じる9つの事由

事由発生時から24時間以内に社債を保有する投資家へ開示し、HNXへ提出する（様式5.1）。社債の未償還残高がなくなるまで適用される。

1 営業の一時停止、活動停止、営業終了、企業登録証明書・許認可の取消し；企業の再編・組織変更の決定	**2** 募集時の開示情報からの変更で、利息・元本の返済能力に影響を与えるもの	**3** 社債の条件・条項、社債権者代表または発行目的の変更
4 公表済み発行計画に基づく社債利息・元本の支払遅延	**5** 支払遅延時の投資家との交渉結果；遅延後の利息・元本の支払い	**6** 社債の義務的期限前償還の発生
7 会社の活動に関する確定した裁判所の判決・決定の受領；税法違反の処分決定	**8** 法定代表者の変更、新規任命、再任、解任	**9** 社債の利息・元本の支払能力に影響を与えるその他の臨時事由

法的根拠： 政令200/2026/ND-CP第32.1条（a号～i号）、第32.2条；通達138/2026/TT-BTC第23.5条

DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

第3部　臨時開示および継続的義務

社債の未償還残高がなくなるまで継続する義務

番号	必要な対応	根拠
13	07ページの9つの事由のいずれかが発生した時から24時間以内に、社債を保有する投資家およびHNXへ臨時開示を行う（様式5.1）。	政令200/2026/ND-CP 第32条；通達138/2026/TT-BTC 第23.5条
14	承認済み発行計画および投資家への開示内容に従い、社債による調達資金を目的どおりに使用し、当該資金を区分して管理する。	政令200/2026/ND-CP 第5.2、5.3、7.1.b条
15	VSDCへの登録情報の変更：変更日から10日以内、かつ社債の満期日の5営業日前までに修正する。	通達138/2026/TT-BTC 第4.2条
16	開示済み情報の内容変更：従前の開示と比べた変更内容と変更理由を、速やかかつ完全に開示する。	政令200/2026/ND-CP 第28.1条
17	紙の文書、電子文書、企業ウェブサイトへの掲載のうち少なくとも1つの方法で投資家に開示し、HNXに電子版を提出する。義務が休日・祝日に生じた場合は翌営業日に履行する。	通達138/2026/TT-BTC 第21条

経過規定

2026年6月5日より前に発行された社債に関する経過規定

1. 新規定に基づく報告・情報開示

2026年6月5日より前に発行され未償還残高のある社債は、政令200/2026/ND-CPおよび財務大臣の規定に従って報告・情報開示を行う。
例外：政令153/2020/ND-CP施行前に発行された社債。

政令200/2026/ND-CP 第50.1、50.2条

2. 発行企業自身の株式・出資持分を担保とする場合

2026年6月5日より前に発行され、未償還残高があり、発行企業自身の株式、株券、社債、出資持分で担保された社債：利息・元本を全額支払うまで、引き続きこれらの資産を担保として使用できる。

政令200/2026/ND-CP 第50.4条

3. 銀行と締結した発行代理契約

2026年6月5日より前に商業銀行、外国銀行支店と締結した発行代理契約：引き続き履行する。
修正・補足・延長の内容が政令200/2026/ND-CPの規定に適合する場合に限り、契約を修正・補足・延長できる。

政令200/2026/ND-CP 第50.8条

発行済み社債の期間延長、条件・条項の変更については05ページを参照。

DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

罰則

社債発行企業に対する行政違反の罰則

上記の罰金は組織に適用される（政令156/2020/ND-CP第5.3.c条）。

最大1億ドン

開示の遅延

遅延が10営業日未満の場合は5,000万～7,000万ドン、10営業日以上の場合は7,000万～1億ドン。

政令156/2020/ND-CP 第8b.4条

最大5,000万ドン

開示内容の不備

3,000万～5,000万ドン。

政令156/2020/ND-CP 第8b.3条

最大2億ドン

虚偽・不正確な開示

1億～2億ドン；情報の訂正命令。

政令156/2020/ND-CP 第8b.5、8b.6条

最大7,000万ドン

期限前償還・社債の交換

承認・同意を得ていない場合、または承認・同意された計画と異なる場合は5,000万～7,000万ドン。

政令156/2020/ND-CP 第8a.1条

最大3億ドン

社債調達資金の使用

承認された計画、開示内容または法令と異なる場合は2億～3億ドン。公開会社、証券会社、投資運用会社による私募の転換社債・新株予約権付社債：1億5,000万～3億ドン。

政令156/2020/ND-CP 第8a.4、8.4.b条

公表

7,000万ドン以上の罰金を科された場合

証券分野の行政違反に関する情報が公表される。

政令156/2020/ND-CP 第52b.1条

法的根拠： 政令156/2020/ND-CP第8条、第8a条、第8b条（政令306/2025/ND-CPにより改正・補足）および第52b条（政令128/2021/ND-CPにより追加）

DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

お問い合わせ

DEDICAの弁護士と法律専門家のチームが、いつでもサポートいたします。今すぐご連絡いただければ、専門的な法律相談とサービスをご提供します。

企業・投資
刑事・犯罪

継続的法律顧問
M&A（合併・買収）

紛争解決
商標・著作権

住所

ホーチミン市 スアンホア区 ハイバーチュン通り171番地 A&Tビル11階

電話

+84 39 969 0012

メール

david@dedica-law.com

ウェブ

www.dedica-law.com

今すぐお電話いただくか、メッセージを残してご相談ください。